

議案第56号

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同日以後引き続いて小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する子を含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に、「による介護時間」を「による介護時間又は勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3

年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))を「、同項の介護時間に相当する休暇又は同項の子育て部分休暇に相当する休暇」に、「当該休暇又は当該介護をするための時間」を「これらの休暇」に改める。